



本庁舎来庁者駐車場の部分供用開始 及び出入口の変更について

来庁者駐車場整備工事の一工区の完了に伴い、駐車場の部分供用を開始します。

つきましては、次のとおり来庁者駐車場の出入口を変更します。

なお、部分供用開始後は現在使用中の臨時駐車場は利用できなくなります。

○供用開始日 平成31年2月4日（月）

○駐車可能台数 140台（正面エントランス前身障者用等駐車場4台含む）

○その他

- ・ 事前精算機の設置（庁舎内サブエントランス・西エントランス付近）
- ・ 二輪車置場（バイク11台，自転車42台）

※ 第二工区の整備により3月中旬に転回場が使用できない期間（1週間程度）が発生する見込みですが、期間中は制服警備員による誘導を行い、来庁車両に支障がないよう対応します。

○全面供用開始：平成31年5月（予定）

181台（正面エントランス前身障者用等駐車場4台含む）

